

3 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議の質疑

2012年10月9日

◆議案審査と討論・産業労働部関係

Q 村岡正嗣委員

- 1 サテライトの人員体制について、総人数、国と県の正規と非正規職員の内訳人数、民間委託の概要及び職員の数、民間の正規と非正規の内訳人数はどうなる予定か。
- 2 県は平成22年度の構造改革特区で民間委託推進を提案していたが、地域主権改革のモデルとなる今回の特区では民間委託についてどう考えるか。
- 3 労働基準行政の面で、問題のある企業については、これまではハローワークと労働基準監督署と一緒に指導していたが、これはどうなるのか。
- 4 知事は5月8日の記者会見で生活保護の手続をやると言っている。サテライトの窓口では生活保護や県営住宅の手続はできるのか。
- 5 6月14日に埼玉県雇用対策協議会から知事宛てに要望書が届いている。これまで団体の意見を聴いているのか。

A 就業支援課長

- 1 国が7人、うち正規は2人。県が4人で全て正職員である。民間委託は約20人だが正規・非正規の内訳は把握していない。
- 2 求職者から見てどのようなサービスが望ましいかを考えるべきである。県はこれまでカウンセラーを養成してこなかったため、民間の専門家を活用している。
- 3 今回の特区は職業紹介を実施するものであり、事業所指導についてはこれまでと変わりはない。
- 4 県営住宅の申込みもテレビ電話などを活用して相談できるようにする。生活保護については、リーマンショック後に新たなセーフティーネットとして住宅手当で支援する仕組みができており、これについて自立生活支援員が相談対応し、ワンストップ化ができる。

- 5 国との調整を中心に進めてきたので情報提供が十分でないところがあったが、先日協議会を訪問して状況を説明し意見交換を行った。今までよりも良いサービスを提供することで理解を得ている。今後も話を聴きながら対応していきたい。

Q 村岡委員

- 1 総勢30数人で、そのうち民間は約20人。雇用保険台帳など高度で膨大な情報を扱う。システムは国が所有して、運営は県になるが、民間人もアクセスが可能ということになれば、情報流出が心配である。安全面は確保できるのか。
- 2 将来的には民間委託を考えているのか。
- 3 労働基準行政として、例えば内定取消企業の指導などを行っているが、全く同じような指導ができるのか。
- 4 市営住宅の申込み、生活保護の手続はできないということか。知事は生活保護の手続ができるような発言をしていたが、誤解を招く発言だと思うがどうか。
- 5 雇用対策協議会は、特区では全国一斉対応や公平性が確保できないと考えたのではないか。

A 就業支援課長

- 1 情報にアクセスできるのは公務員だけである。秘密の保持については民間事業者にも個人から誓約書を取るなど契約の中で徹底する。
- 2 将来の地方移管時には、利用者のメリット向上の観点から、県直営で相談業務を行うのか、ハローワークから移管した職員を活用するのか、民間に委ねるのかを検討すべきと考えている。
- 3 ハローワーク本体の機能は従来どおりで変わらない。
- 4 さいたま市の南区役所が目の前にあるので、相談内容をリアルタイムでつなぎ、迷惑をかけるないようにしていく。

5 雇用対策協議会は、地方移管と聞き、ハローワーク浦和の機能が変わるのではないかと心配していたが、ハローワークサービスは従来のまま、そこに県のサービスを付加するということを説明して、理解していただいた。

Q 村岡委員

4 市営住宅の受付を直接はできず、生活保護は市町村、あるいは福祉事務所ということになるのか。

A 就業支援課長

4 自立支援相談員がしっかりつないで、リアルタイムで受付ができるようにしていく。生活保護もしっかりつないでいく。

A 雇用労働局長

4 市と協議する中で「リーマンショック直後はハローワークに生活困窮者が押し寄せたが、今では市区町村で生活保護の手続を行っていることが周知され、ハローワークで生活保護の申請をする人はほとんどいなくなった」と聞いている。今はむしろ生活保護手前の人をどう助けるかが重要である。また、市営住宅入居のニーズもほとんどない。自立生活支援員は住宅手当を所管しているので、求職者の足場をしっかりと固めて求職活動に専念できる。今までハローワークでは市の窓口で電話連絡するくらいだった。今後は丁寧に相談対応し、しっかり窓口につながることができる。

村岡委員 第91号議案に対する反対討論を行う。平成24年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）のうち、ハローワーク特区推進事業費には反対である。本事業は、ハローワーク浦和が本県に移管されているのと実質的に同じ状況をつくるハローワーク特区を、武蔵浦和ラムザタワーに設置し開始しようとするもので、これは政府が進める地域主権改革における国の出先機関の原則廃止の労働行政でのパイロット的事業と言え、今後大きな

影響を与えるものである。本事業の評価は、将来目指すところは何かという視点が重要である。

質疑の中で、今回、特区事業に携わる人員は総勢31名で、そのうち20名は民間委託で、極めて民間比率の高い構成である。平成22年に提案された構造改革特区臨時提案では、国が求める措置には、業務の民間委託ができる制度を創設するとあり、本県は、民間のノウハウを活用することで、より効果的に行うことができると提案している。特区からスタートさせハローワークの地方移管後、さらに民間委託へと進むおそれがあると指摘する。職業紹介業務においては、既に市場化テスト等により民間人材ビジネスの非効率性は実証済みで、民間委託になれば労働基準行政との連携が断ち切られ、現在、ハローワーク職員が行っている企業への労働条件改善指導は、大幅に後退するおそれがあり重大問題となる。また、労働行政が保有する高度で膨大な個人情報に、人材ビジネスが自由にアクセスすることを許すおそれがある。職業紹介を営利対象とする民間人材ビジネスへ委ねることに道を開くハローワーク特区は容認できない。知事は、「総合支援窓口を設置する。求職者のニーズにワンストップ、クイックサービスで対応する。住居相談や生活保護の手続もやっていく」と説明している。しかし、生活保護の窓口は福祉事務所であり、ハローワークでも住居相談は行われている。県民サービスの向上に必要なのは、労働行政間の連携をより拡充させることであって、県がやればサービスが格段に向上するとの説明は県民に誤解を与えかねない。職業紹介と雇用保険については一体に運営すべきで、その主体が国であることは妥当であると言える。加えて、ILO第88号条約に抵触するおそれがあること、二重行政解消の指摘に当たらないこと、さらに、経営者・雇用者団体からも今回のハローワーク特区への懸念の声が上がっていることなど問題である。

以上の理由から反対とする。

◆請願審査

(村岡正嗣委員提出の資料を、書記が各委員に配付)

村岡委員 議請第14号について、採択すべきとの立場から発言する。ただ今配付したのは、本年9月現在での、所得税法第56条の廃止等を求める決議・意見書の採択自治体及び税理士団体等の一覧である。既に全国350自治体で採択され、その流れは全国に広がっている。

言うまでもなく、中小事業者は、地域経済の担い手として我が国経済の発展に貢献してきた。しかし、長引く不況の下、中小事業者は人を雇うこともできず、家族従業者の支えなしには経営の維持は困難な状況にある。所得税法第56条は、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に算入しないと規定している。これはどんなに長時間、休みも取らず働いても家族従業者という理由で対価を認めない、つまり、働いた事実そのものを認めないことであり、家族従業者の人格を税法上否定するものとなっている。

事業主の所得から控除される労働対価は、配偶者で年間86万円、家族は50万円に過ぎず、これではただ働きに等しく、社会的にも経済的にも自立できない。所得証明が取れないためローンが組めず、損害補償や保育所入所で不利になるなど様々な不利益を受け、後継者不足に拍車をかけている。世界の主要国では自家労賃を必要経費として認め、家族従業者の人権、人格、労働は正当に評価されている。

請願者は、所得税法第56条は個人の人格を尊重する憲法に違反し、男女共同参画の流れにも、世界の流れにも逆行する時代遅れの法律だとして、その廃止を強く訴えており、その主張は当然であると考えている。

そもそも所得税法第56条は、家族間における恣意的な所得分割を防止することを目的としているが、それを口実として、実際に真面目に働いている家族の労働対価まで全て否定してしまっている。

また、所得税法第57条において青色申告とす

れば、特典として自家労賃を必要経費に認めるとしているが、青色申告は課税庁側の都合によるもので、青色申告に誘導すべきではない。特例があると言うならば、第56条そのものを不要と考えるべきで、青色と白色で差を付けること自体が矛盾している。適正申告を奨励する観点から合理的との論もあるが、これも課税側に都合の良い措置であり、納税者と課税庁は対等の立場と考えるべきである。業者婦人の皆さんはこう訴えている。「一人の人間として働いた労働の対価を正当に認めてほしい。第56条が廃止されれば、私たちの人格も認められることになり、私たちも自分たちの仕事に誇りを持つことができる」と、この声を、この願いを、委員の皆さんには理解いただき、ぜひ採択されますよう主張して私の発言とする。

◆行政課題報告・企業局関係

Q 村岡委員

団地内の道路などは地元自治体に移管すると思うが、調整池の所有権及び維持管理はどうするのか。

A 地域整備課長

調整池も地元市町村へ引き渡す。その後の維持管理も地元市町村が行うこととなる。

Q 村岡委員

最近ではゲリラ豪雨のような大雨が降る。県の産業団地ではないが、調整池からあふれ出た例もあるので心配している。今後、県で行うものについては単に基準どおりに造るのではなく、現実に合った調整池を造っていただきたい。

A 地域整備課長

調整池の調整容量については、県の条例で3地域に区分して定められている。秩父地域では1,100立方メートル／ヘクタール、県南地域では950立方メートル／ヘクタール、県北地域では700立方メートル／ヘクタールとなっている。700立方メートル／ヘクタールの調整池では1時

間当たり30mmのどしゃぶりの雨が2時間降ってもまだ余裕がある。湛水区域ではさらに湛水阻害分もとるなど、できる限り開発区域内で処理できるようにしていく。

◆議員提出議案審査と討論

Q 村岡委員

- 1 前文に少子高齢化による市場の縮小や経済のグローバル化などの記載があるが、貧困層の拡大や非正規雇用の拡大などの環境変化も含まれると考えていいか。
- 2 第2条の商工団体には、地域の商店街や、商店街連合会なども含まれるのか。
- 3 第5条で県の責務として、中小企業者に係る下請契約の適正化に資する対策の実施を定めているが、適正化とはどのようなものと考えているか。

A 本木茂議員（自民党）

- 1 時代の環境変化も踏まえ、中小企業をしっかりと支援していかなければならないと考える。
- 2 商工団体の範囲は、地元の商店街も含め、中小企業の振興に資する団体であれば含まれる。
- 3 著しい低価格で下請契約を締結するなど、下請へのしわ寄せが生じないように、しっかりと対策を取るよう努めていただきたいと考えている。

村岡委員 議第13号議案に賛成の立場で討論す

る。

埼玉県中小企業振興基本条例は、平成14年12月定例会において、全国に先駆けて全会一致で可決された。我が党も一貫して条例制定を主張し、積極的な努力をしたところである。今回、中小企業を取り巻く環境の変化等に対応して、より効果的な中小企業振興を図るとした条例の改正は、時宜にかなったものと賛成するものである。施行に当たっては、改正の真意を深くみ取ることが必要であり、その解釈において特に大事と思う点について触れ、討論とする。まず、前文での経営環境の変化についてだが、これまでの外需依存の経済から、内需主導で安定した成長の軌道にのせる経済政策への転換が必要との考えがベースにあること。第4条では、海外展開への支援が加えられた。ここでは世界との共生や国際交流の視点が大事にされること。同条の人材の育成・確保では、政府の中小企業憲章においては、女性、高齢者や障害者を含め、働く人々にとって質の高い職場環境を目指すとあるが、それが生かされること。第5条での下請契約の適正化では、中小企業憲章の規定では、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐するとある。この規定は尊重されること。以上、今回の改正では、今申し上げた趣旨が基本的に包含されているものと考え賛成するものである。我が党としても、引き続き中小企業の振興、地域経済の発展に全力を尽くすことを申し述べ賛成討論とする。